

美味しい楽しい交流イベント開催！ つながるマルシェinえる・もーる × 地ビールフェスタin米子

大山山麓と日野川流域の自慢の美味しい恵みが集合する「つながるマルシェ」と、各地の地ビールと絶品グルメが集合する「地ビールフェスタ」がコラボ！

米子のひまわり駐車場を舞台に、金曜ゴゴ～土曜ヨルは、美味しい楽しい交流イベントを開催！
土曜日は朝から、鳥取県西部9市町村自慢の朝採れの新鮮野菜や農水産加工品、新米、注目スイーツが登場。賞品が当たるクイズ大会、楽しいステージ、郷土芸能などもあります。ゆるキャラも登場！9月と10月に開催します。家族そろってお出かけください。

と き 地ビールフェスタin米子
9月27日(金)15:00～21:00
28日(土)10:00～21:00

つながるマルシェinえる・もーる
9月28日(土)10:00～15:00

と ころ える・もーる1番街 ひまわり駐車場(米子市角盤町1丁目)

問い合わせ先 tunagarum@bss-kikaku.com



「行テラス®」無料相談会

※「行テラス®」は、行政書士による総合相談事業のことで。

と き 9月24日(火) 10:00～12:00

と ころ 岸本公民館

内 容 相続・遺言、成年後見、会社設立、許認可・届出、土地利用・農地転用、契約書・合意書・協議書の作成など

相談員 行政書士

その他 相談無料(事前予約制)

※9月20日(金)12:00までに電話でお申し込みください。

予約・問い合わせ先

行政書士総合相談センター「行テラス®」
(鳥取県行政書士会事務局 内)
TEL:0857-24-2744

公証週間休日法律相談

10月1日(火)から7日(月)は公証週間です

公証週間に合わせ公証週間休日法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

と き 10月5日(土)、10月6日(日)
9:00～15:00

と ころ 米子公証役場
(米子市加茂町2-113 加茂町ビル2階)

内 容 公正証書作成にかかる遺言、任意後見、離婚(慰謝料・養育費等)などに関することに公証人が相談に応じます。

その他 予約制(平日9:00～17:00受付)

予約・問い合わせ先

米子公証役場 TEL:0859-32-3399



秋の全国交通安全運動

〈運動期間：9月21日(土)～9月30日(月)〉
スローガン「つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県」

目的

秋口の日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加することが予想されます。このことから町民一人ひとりに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止を図ることを目的に実施します。

運動の重点

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

〈運動期間内に実施〉

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

国民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑制することを目的として実施します。

町民みんなで交通安全に心がけましょう



問い合わせ先 企画課 経営企画室
TEL:0859-68-4212

伯耆町戦没者追悼式

戦没者のご遺族の方をはじめ、みなさまご参列ください。

と き 9月4日(水) 10:00～11:30

と ころ 伯耆町農村環境改善センター
※昨年と会場を変更しましたので、ご注意ください。

送迎バス 溝口分庁舎から会場まで送迎バスを運行します。
※1便しかありません。お乗り遅れののないようご注意ください。

〈運航時刻〉

行き 9:30 溝口分庁舎発
→9:45 農村環境改善センター着
帰り 式典終了後、溝口分庁舎まで運行します。

問い合わせ先 福祉課 TEL:0859-68-5534

労働セミナー

働き方改革のルールを正しく理解し適正な労務管理に活かすことを目的に、労働セミナーを開催します。

テーマ これからの労務管理のポイント

と き 9月13日(金)
14:00～15:30

と ころ 米子市立図書館 2階研修室

内 容 確実な年次有給休暇の取得、労働時間の上限と管理

講 師 社会保険労務士 濱田 國秀 氏

対象者 労務担当者、管理者、一般の人など
興味がある人

参加費 無料

申込み 必要(電話またはファックス)
※当日参加も可能ですが、資料準備のため事前に申し込みをお願いします。

申込み・問い合わせ先

鳥取県中小企業労働相談所 みなくる米子
(平日9:00～17:30)
TEL:0859-31-8785 FAX:0859-21-0034

「桜の苑」火葬場使用料の納付場所が変わります

鳥取県西部広域行政管理組合「桜の苑」の火葬場使用料について、役場開庁時には死亡届を役場に提出された時点で納付することも可能でしたが、今後は役場での取り扱いができなくなりますので、ご注意ください。

使用料納付場所

	8月31日(土)まで	9月1日(日)から
納付場所	桜の苑 伯耆町役場 本庁舎 伯耆町役場 分庁舎	桜の苑

※9月1日からは直接「桜の苑」の窓口で納付いただくようになります。

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115

